

貨物自動車運送事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第二十二号）（新旧対照表）

○貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）

【公布・令和元年6月28日 施行・令和元年7月1日】  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（権限の委任）</p> <p>第四十二条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>二十四 特定貨物自動車運送事業に関する権限（第三項及び第四項並びに附則第六条第一項に規定するもの並びに法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）</p> <p>二十五 貨物軽自動車運送事業に関する権限（第四項及び附則第六条第二項に規定するものを除く。）</p> <p>二十六・二十七 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。</p> <p>一 法第二十四条の二（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表</p> <p>二 法第六十四条第一項の勧告（国土交通大臣が行った法第三十三条の規定による処分に係るもの及び貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。）及び当該勧告に係る法第六十四条第二項の意見の聴取</p> <p>4 法第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第四十二条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>二十四 特定貨物自動車運送事業に関する権限（法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）</p> <p>二十五 貨物軽自動車運送事業に関する権限</p> <p>二十六・二十七 （略）</p> <p>二十八 法第六十四条第一項の勧告（国土交通大臣が行った法第三十三条の規定による処分に係るものを除く。）及び当該勧告に係る法第六十四条第二項の意見の聴取</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十四条の二（法第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表は、地方運輸局長も行うことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>4 法第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第</p>

三十七条第三項において準用する場合を含む。)及び第五項(地方実  
施機関に係る部分に限る。)に規定する国土交通大臣の権限並びに法  
第六十四条第一項の勧告(貨物軽自動車運送事業に関するものに限る  
。)及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、  
運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

附 則

(権限の委任)

第六条 法附則第一条の二に規定する国土交通大臣の権限(貨物軽自動  
車運送事業に関するものを除く。)は、地方運輸局長も行うことがで  
きる。

2| 法附則第一条の二に規定する国土交通大臣の権限(貨物軽自動車運  
送事業に関するものに限る。)は、地方運輸局長、運輸監理部長又は  
運輸支局長も行うことができる。

三十七条第三項において準用する場合を含む。)及び第五項(地方実  
施機関に係る部分に限る。)に規定する国土交通大臣の権限は、地方  
運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

附 則

(権限の委任)

第六条 法附則第二条第二項、第三条第三項、第四条第二項及び第五条  
第三項に規定する運輸大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。

(新設)